

Summerフェスタ 2011

ゼロから始める3ステップセミナー

<STEP2・受験戦略セミナー>

「試験制度をフル活用！

あなたに最適な受験戦略」

TAC税理士講座 8/29(月)より本格開講！

※ 先行クラス 8/22(月)～

各コース初回講義を、無料で体験受講できます。

開講日に、各校受付へ直接お越しください（予約不要）。

※ コース開講日程につきましては、「通学パンフレット」をご覧ください。

※ 受講料がお得になる「早割キャンペーン」は、9/1(木)までとなります。

TAC 税理士講座

目 次

ページ

テーマ1 税理士試験について 1～7

テーマ2 受験計画 8～13

テーマ1 税理士試験について

税理士になるためには、税理士試験に合格しなければなりません。ここでは、税理士試験の詳細について、データとともに紹介致します。

1 税理士試験の日程

税理士試験は、例年8月上旬の平日3日間に行われます。試験時間は、全科目とも2時間です。また、合格発表は、例年12月中旬に行われます。

2 受験資格

税理士試験を受験するには下記のいずれかの受験資格を有している必要があります。

1 学識

大学3年次以上の学生で、法律学又は経済学に属する科目を含め62単位以上を取得したもの。または、法律学又は経済学に属する科目を含め36単位（外国語及び保健体育科目を除く最低24単位の一般教育科目が必要）以上を取得した者

(1) 法律学に属する科目の例

法学、法律概論、憲法、民法、刑法、商法、行政法、労働法、国際法等

(2) 経済学に属する科目の例

経済学、(マクロ又はミクロ)経済学、経済学原論、経済政策、経済学史、財政学、国際経済論、金融論、貿易論、経営学、会計学、簿記学、農業経済、工業経済等

2 資格

(1) 日本商工会議所主催簿記検定試験1級合格者

(2) (社)全国経理学校協会主催簿記能力検定試験上級合格者

3 職歴

(1) 弁理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等（業務従事期間3年以上）

(2) 法人等における会計事務経験者（業務従事期間3年以上）

(3) 税理士、公認会計士、弁護士等の業務補助経験者（業務従事期間3年以上）

なお、受験資格を有するかどうか判定しかねる場合には、「国税庁内国税審議会税理士分科会」へお問い合わせ下さい。

3 科目選択制度

科目選択制度とは、税理士試験の試験科目全11科目から5科目を選択することができる制度です。試験科目の中には、下記の表で示すような必須科目・選択必須科目等の制約もあります。この制度により科目選択にかなりの幅が認められています。

会計科目		税法科目									
必須		選択必須		選 択							
簿記論	財務諸表論	法人税法	所得税法	相続税法	消費税法	酒税法	固定資産税	事業税	住民税	国税徴収法	

(注1) 消費税法と酒税法は、どちらか1科目しか選択できません。

(注2) 事業税と住民税は、どちらか1科目しか選択できません。

4 試験科目の内容

1 必須科目

科 目	特 徴
簿 記 論	企業の経営活動をどのように記録、計算するかを学習する科目です。試験は計算のみ3題形式で出題されます。
財務諸表論	株主等に報告するための財務諸表（報告書）を作成するまでの考え方や約束事について学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は会計に関する考え方について論述させる形式で、計算は会社法等の法律等に従って実際に財務諸表を作成する形式で出題されています。

2 選択必須科目

科 目	特 徴
法 人 税 法	会社の儲けに対して課される税金について定めた法人税法の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は法人税の規定を論述させる形式で、計算はある会社の納付すべき法人税額までを求めさせる形式で出題されています。
所 得 税 法	個人の儲けに対して課される税金について定めた所得税法という法律の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は所得税法の規定を論述させる形式で、計算はある個人の納付すべき所得税額までを求めさせる形式で出題されています。

3 選択科目

科 目	特 徴
相 続 税 法	財産が無償で個人から他の個人に渡った場合に財産を取得した者に課される税金について定めた相続税法という法律の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題されますが、簿記の知識を必要とせず、理論と計算は密接に関連しているため、効果的な学習が可能な科目といえます。
酒 税 法	アルコール飲料に対して課される税金について定めた酒税法という法律の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は酒税法の体系的な理解を問う問題が多く、計算は酒類製造業者の1月間に出庫した酒類に対して納付すべき酒税額を求めさせる具体的な形式のものが出題されています。
消 費 税 法	消費税は、商品の販売やサービスの提供などに対して課税され、価格に上乗せされて最終的には消費者が負担する間接税で、事業者が預かった税金を計算する科目です。試験は他の科目と同じように理論と計算に分かれて出題されます。税理士の実務で最も重要な科目のひとつといえます。
固定資産税	土地・家屋・償却資産といった固定資産に対して課される税金について定めた地方税法という法律の中の固定資産税編についてその考え方を学習する科目です。出題傾向が安定していて学習しやすく、他の科目と同じように理論と計算に分かれて出題されています。
事 業 税	事業活動を行う法人又は個人は公共施設の利用が不可欠であり、この公共施設の維持・保護等の経費負担として都道府県がその事業者に対して課する税金が事業税です。試験は通常、理論を中心に試験され、特に第1問の理論の内容が事例問題であるため合否のカギとなっています。なお、法人税に関する知識があれば効率的に学習できます。
住 民 税	所得のある個人及び法人等に対して課される税金で、地方税法に定められている都道府県税及び市町村民税に関する部分を総称したものです。試験は理論と計算に分けられ、理論は個人及び法人から各1問の計2問、計算は総合問題又は個別問題が出題されます。なお、所得税に関する基礎知識があれば効率的に学習できます。
国税徴収法	国税徴収法は単に国税の徴収のみならず、地方税等の徴収のベースとなっている大切な法律です。試験の出題はその殆んどが論述形式の理論問題と短答問題で占められています。法律がどのように関連しているのか理解することを目的としているため簿記の知識は全く必要ありません。

4 会計科目の関連性

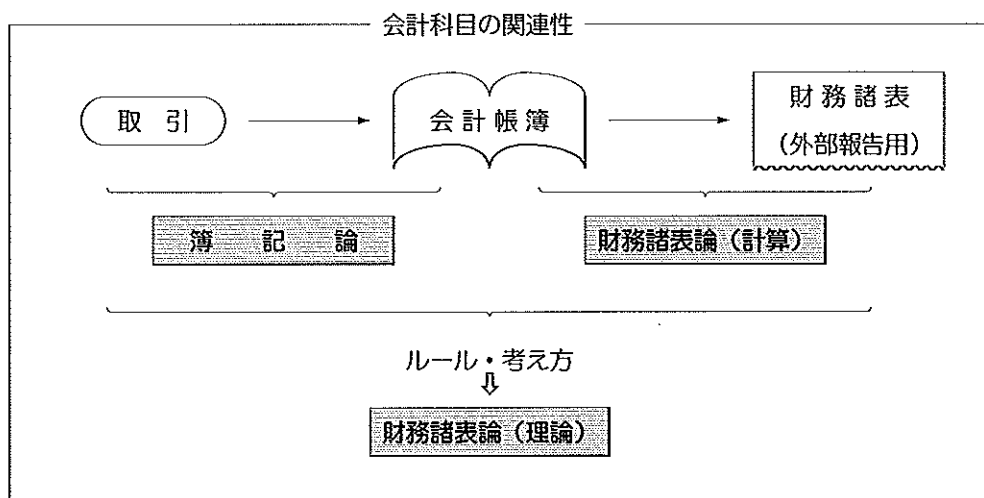
簿記論と財務諸表論は、出題範囲や学習内容において棲み分けがあります。

簿記論では、日商簿記検定と同様に、仕訳等を中心とした帳簿上の手続が出題されます。したがって、学習内容も「計算」のみになります。

一方、財務諸表論では「計算」のみならず「理論」も出題されます。

計算は、株主等の外部の利害関係者に対して提出する財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の作成問題が出題されます。そこでは、日商簿記検定や簿記論で学習した会計処理に加えて、「表示区分」、「注記」等といったものも学習します。

理論では、会計処理方法や表示方法に関するルールである企業会計の基準（企業会計原則等）の内容等が記述形式で問われます。そこでは、単に規定自体を覚えるだけでなく、「なぜ、そのような処理を行うのか？」といった、規定の背後にある考え方も学習します。



5 税金の分類（税法科目の関連性）

各税法科目に係る税金は、下記のような観点から分類することができます。これらを知ることによって、税法科目同士の関連性を把握することができます。

(1) 国税と地方税（どこに税金を納めるのか？）

① 国 税

国が徴収する税金で、それぞれの税目ごとに税法が設けられています。具体的には、法人税・所得税・相続税・消費税・酒税が該当します。

② 地方税

地方公共団体が徴収する税金で、道府県税と市町村税があり、地方税法という一つの法律で規定されています。具体的には、事業税・住民税・固定資産税が該当します。

(2) 所得課税と資産課税と消費課税（何に対して税金を課すのか？）

① 所得課税（所得税）

所得課税とは、所得を得たという事実に基づいてその所得に対して課税するもので、具体的には、法人税・所得税・事業税・住民税が該当します。

② 資産課税（財産税）

資産課税とは、資産（財産）の保有や取得という事実に基づいて課税するもので、具体的には、相続税・固定資産税が該当します。

③ 消費課税（消費税）

消費課税とは、消費という事実に基づいて、その消費額に対して課税するもので、具体的には、消費税・酒税が該当します。

(3) 申告納税方式と賦課課税方式（どのような形式で税金を納めるのか？）

① 申告納税方式

納税者が自ら納める税額を計算し、申告をした上で納める方式です。具体的には、法人税・所得税・相続税・消費税・酒税・(法人)事業税・(法人)住民税が該当します。なお、これらの申告書作成は、通常の税務業務の中心となります。

② 賦課課税方式

税金を徴収する地方公共団体などが納税者が納める税額を計算し、納税者に通知して、通知された税額を納税者が納める方式です。具体的には、固定資産税・(個人)事業税・(個人)住民税が該当します。

税金の分類

	所得課税	資産課税	消費課税
国 税	法人税・所得税	相続税	消費税・酒税
地方税	事業税・住民税	固定資産税	-----

申告納税方式の税金の申告書作成が税務業務のメイン

5 科目合格制度

科目合格制度とは、1科目ずつ受験することができ、1度合格した科目は生涯有効になる制度です。つまり、1度の受験で5科目すべてに合格する必要はなく、毎年少しずつ合格科目を積み重ねることにより、複数年かけて5科目合格を達成すればよいのです。したがって、1年に1科目ずつ確実に合格し、5年計画で税理士になる資格を取得することも可能です。

また、科目合格の段階でも評価され、就職や転職に当たり有利に働くことも、科目合格制度のメリットです。つまり、ライフスタイルや将来プランに合わせて受験でき、一歩ずつステップアップ（キャリアアップ）を図りながら、着実にゴールを目指すことができます。

科目合格制度のポイント

- ・1度で5科目合格する必要はなく、1科目ずつ受験できる
- ・受験科目ごとに合否が判定され、合格科目は翌年以降の試験が生涯免除される
- ・ライフスタイルや将来プランに合わせて受験できる
- ・科目合格の段階でも評価される（就職・転職に断然有利！）



一歩ずつステップアップしながら、確実に税理士資格を取得できる！

6 合格基準

税理士試験の合格基準は、各科目ともに満点の60%（すなわち60点）となっていますが、出題される問題の難易度やボリュームに関わらず、各科目の合格率は、ほぼ10～15%で毎年安定しています。つまり税理士試験は、全受験者のうち上位10～15%の人が合格する競争試験といえることができます。

7 税理士試験に合格するためには

税理士試験は、どの科目の出題もボリュームが多く、2時間という制限時間内にすべてを解答できる問題はほとんど出題されません。しかしながら、本試験では問題のすべてを解答する必要はありません。満点の60%（つまり60点）以上が、公表されている合格基準だからです。

また、難易度については、年によりかなりバラツキがあります。ある年の合格ラインはTACでの予想配点で70点位、次の年では40点位というように、簡単な年と難しい年では約30点もの開きがあります。では、なぜ毎年一定の合格率を保っているのでしょうか？

実は、正解率の高い解答箇所の高い配点を置き、正解率の低い解答箇所は配点を軽くする等の採点上の調整が行われているのです。したがって、難しい箇所が解答できたか否かではなく、受験生の多くが解答できる基本的事項をどれだけ確実に得点したかで、合否は決まります。

合格のポイント

- ・ 2時間では解けきれないボリュームの問題が毎年出題される
- ・ 難易度に関係なく毎年一定の合格率を保っている
- ・ 合否をわけるのは基本的事項の正解率



基本的事項をしっかり固め、それを確実に得点していくことが大切！



参考 最近5年間の科目別合格率の推移

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
簿記論	14.9%	12.5%	14.2%	9.9%	12.5%
財務諸表論	18.5%	15.2%	16.1%	16.0%	13.1%
法人税法	12.4%	12.3%	11.0%	12.1%	12.6%
所得税法	12.3%	12.7%	12.8%	13.4%	14.3%
相続税法	10.2%	9.8%	12.4%	14.7%	13.9%
酒税法	11.3%	10.2%	10.8%	10.4%	12.3%
消費税法	11.5%	10.1%	13.3%	12.4%	12.3%
固定資産税	11.9%	14.1%	10.3%	10.0%	10.5%
事業税	12.6%	9.6%	10.1%	13.8%	11.9%
住民税	8.6%	15.0%	14.6%	18.2%	16.2%
国税徴収法	9.7%	10.9%	11.1%	11.3%	12.1%

テーマ2 受験計画

税理士試験の受験計画を立てるにあたっては、「長期的目標（何年で5科目に合格するか?）」と「短期的目標（最初の試験でどの科目を受験するか?）」の2つを明確に持って下さい。

1 長期的目標（何年で5科目に合格するか?）

「何年で5科目に合格するか?」は、「学習に充てられる時間がどれくらいあるか?」、「どの科目を受験するか?」等によって左右されますが、学生等、受験に専念できる環境にある方は2～3年、仕事との両立を目指す社会人の方は3～5年位を目安にするのが一般的です。

なお、税理士試験の各科目は、下記の通りボリュームがマチマチです。ボリュームの少ない科目を組み合わせることで、仕事をしながらでも1年で複数科目の合格も可能となります。

標準学習時間 ボリューム	600時間	法人税法	所得税法	
	450時間	簿記論	財務諸表論	相続税法
	300時間	消費税法		
	250時間	固定資産税		
	200時間	事業税	住民税	
	150時間	酒税法	国税徴収法	

（注）標準学習時間には、TACでの講義時間を含みます。なお、学習時間は個人差がありますので、目安としてお考えください。

2 短期的目標（最初の試験でどの科目を受験するか?）

長期的目標が定まったならば、次に「最初の試験でどの科目を受験するか?」を決めましょう。なお、その際には、次の点に留意してください。

1 1週間あたりの学習可能時間を正確に見積もる

どれだけ能力のある方でも、学習に充てる時間が不足していると、良い結果を得ることはできません。次の表で1週間あたりの学習可能な時間を計算してみましょう。

（単位：時間）

	月	火	水	木	金	土	日	合計
可処分時間								

2 各科目の特徴を把握する

税理士試験の各科目には、「簿記知識が必要な科目とそうでない科目」、「初めての受験に向いている科目とそうでない科目」というようにそれぞれ特徴があります。これらを把握して、適切な受験科目の選択を行って下さい。

(1) 各科目の簿記知識の必要性

簿記の知識が不要な科目	相続税法	酒税法	固定資産税	国税徴収法
簿記3級の知識が必要な科目	消費税法	事業税		
簿記2級の知識が必要な科目	簿記論	財務諸表論	所得税法	
簿記論・財務諸表論の知識が必要な科目	法人税法			
所得税法の知識が必要な科目	住民税			

(2) 初めての受験に向いている科目

簿記論・財務諸表論といった会計科目は必須科目であり、その知識は法人税法等の学習において役立ちます。また、これらの科目は、同時に学習すると相乗効果が得られます。しかし、それぞれボリュームがあるため、いずれか1科目選択するのであれば、簿記論をおすすめします。

(3) 2回目以降の受験に向いている科目

法人税法・所得税法といった選択必須科目はボリュームが多いことから、学習スタンスが確立した2回目以降に受験されることをおすすめします。また、事業税・住民税は、法人税法・所得税法と深く関連することから、これらは法人税法・所得税法と同時にしくは学習後に受験するのが好ましいです。

3 科目選択の具体例

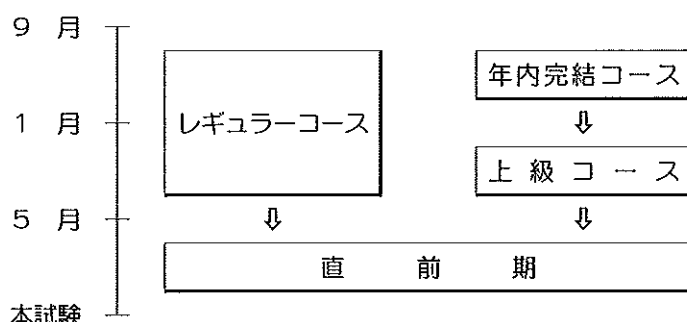
学 習 時 間 ↑	週35時間程度	簿記論 + 財務諸表論 + 税法科目(ボリューム少)※
	週25時間程度	簿記論 + 財務諸表論
	週20時間程度	簿記論 or 税法科目(ボリューム少)※
	週10時間程度	簿記論

※ 消費税法・酒税法・固定資産税・国税徴収法のうち、いずれか1科目

③ コース選択

9月から開講するコースには、「レギュラーコース」と「年内完結+上級コース」とがあります。

1 9月開講コースの流れ



2 各コースの概要

(1) レギュラーコース

レギュラーコースは、9月から4月までの8カ月間の学習期間を設けて、じっくりと実力を養成していく、税理士試験初挑戦の方におすすめのスタンダードコースです。

具体的には、毎月ごとに7回の講義と1回の実力テストを行い、講義の回ではミニテスト（前回の講義内容についての確認テスト）を毎回実施します。また、実力テストでは、各月の学習内容に関する確認問題を出题します。

(2) 年内完結+上級コース

年内完結コースは、9月から12月までの4カ月間で全試験範囲を学習するコースです。年内にインプットを終わらせて、1月から4月までの4カ月間は上級コースで受験経験者と一緒にアウトプットを積み重ねることで、より実践力が身に付きます。

年内完結コースの学習の流れは基本的にレギュラーコースと同じですが、1回あたりの講義のペースがレギュラーの約1.5倍位早くなります。

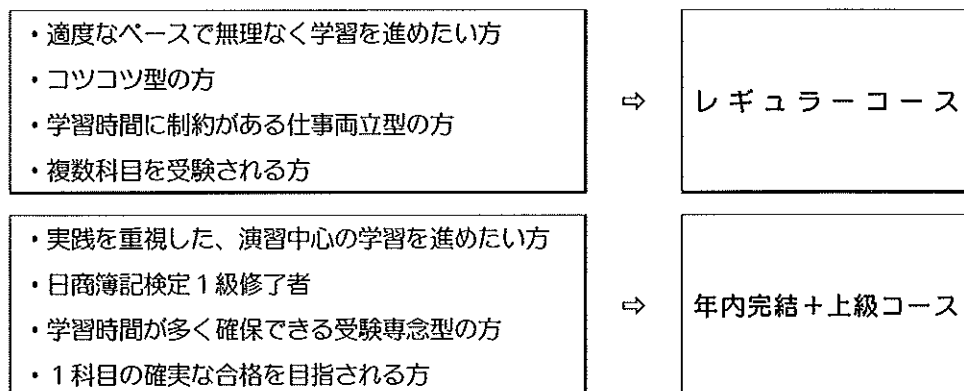
上級コースは、1回の講義と1回の演習を毎週実施します。講義では、重要項目の復習を中心に行いながら、+αの部分についても学習します。また、演習では、前回の講義内容に関する確認を行うとともに、本試験合格に必要な答案作成術を身につけます。

(3) 直前期（両コース共通）

5月から本試験直前までの3カ月間において、10回の講義と10回の答練を実施します。

講義では、本試験の試験委員の分析を行うとともに、4月までの学習内容についてのまとめを行います。また、答練では、「実力完成答練(全6回)」「直前予想答練(全3回)」及び「全国公開模試」といった難易度や目的の異なる本試験形式の問題を解いて、どんな問題が出题されても十分対応できる能力を身につけます。

3 タイプ別おすすめコース

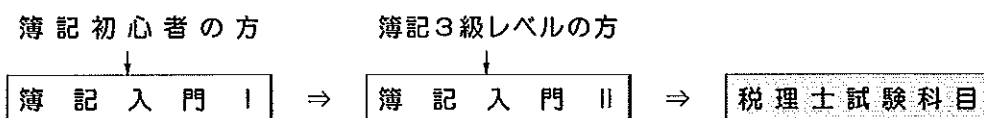


参 考 オプション講座のご紹介

1 簿記入門コース

税理士試験の会計科目（簿記論・財務諸表論）を学習するにあたり、日商簿記検定2級（商業簿記）程度の知識が必要になりますが、この知識は簿記入門コースで得ることができます。

簿記は全くの初心者という方は簿記入門Ⅰ（全8回）より、日商簿記検定3級レベルの知識をお持ちの方は簿記入門Ⅱ（全8回）より受講しましょう。なお、「簿記の勉強をしたのが、かなり昔なので不安だ!」という方は、簿記入門Ⅰから受講することをお勧めします。



2 簿記論先取り学習講座

完全合格コース・簿記論を申し込まれた方は、「簿記論先取り学習講座」をビデオ(DVD)講座・Web通信講座にて無料で受講できます。

当講座(全4回)では、日商簿記検定2級レベルの方を対象として簿記論で出題される未学習論点の先取り学習を行います。開講までの時間を有効活用すべく当講座を受講し、9月からスタートダッシュを決めましょう!

学 習 論 点				
①特殊商品売買	②税金	③社債	④有価証券	⑤人件費

4 2年目以降の受験について

来年の8月に1年目の受験が終わった後、約1カ月の休みを挟んで9月から2年目の受験勉強が始まります。2年目以降の受験科目は、「長期的目標（何年で5科目に合格するか?）」、「将来のビジョン（税理士としてどのような仕事をしたいか?）」、「1年目の受験科目の感触」によってかわりますので、今すぐに決める必要はありません。

ただし、備えあれば憂いなし！

ここでは、参考までに長期的目標別の受験プランを紹介します。

1 受験専念型

(1) 2年で5科目合格を目指すプラン

1年目 簿記論 + 財務諸表論 + 税法(選択科目)

2年目 税法(選択必須科目) + 税法(選択科目)

(2) 3年で5科目合格を目指すプラン

1年目 簿記論 + 財務諸表論

2年目 税法(選択必須科目) + 税法(選択科目)

3年目 税法(選択科目)

2 仕事両立型

(1) 3年で5科目合格を目指すプラン

1年目 簿記論 + 税法(選択科目)

2年目 財務諸表論 + 税法(選択科目)

3年目 税法(選択必須科目)

(2) 4年で5科目合格を目指すプラン

1年目 簿記論

2年目 財務諸表論

3年目 税法(選択必須科目)

4年目 税法(選択科目) + 税法(選択科目)



参 考 税法科目の特徴点

税理士試験の税法科目はそれぞれ特徴があります。いつ、どの科目を受験するかは、それぞれの科目のボリュームとその特徴点を考慮するとおのずと決まります。

1 相乗効果が期待できる科目の組み合わせ

下記に示した科目同士にはそれぞれ関連性があるため、組み合わせて学習したり、続けて学習すると、学習負担が軽減される等、相乗効果が期待できます。

- | | | | | | | | |
|---|------|---|------|---|------|---|------|
| ① | 法人税法 | & | 所得税法 | ② | 所得税法 | & | 相続税法 |
| ③ | 法人税法 | & | 事業税 | ④ | 所得税法 | & | 住民税 |

2 (合格後の実務等を考慮して) 興味のもてる科目を選ぶ

税理士試験は1科目受験の場合でも、長い期間学習を継続しなければなりませんので、興味のもてる科目を選択することを是非おすすめします。例えば、将来の自分の税理士像をイメージし、それに必要な科目を選択することにより、前向きに取り組むことができます。「好きこそものの上手なれ!」、楽しみながら知識を身に付けて下さい。

① 実務に直結する税法科目

- | | | | |
|------|------|------|------|
| 法人税法 | 所得税法 | 相続税法 | 消費税法 |
|------|------|------|------|

② 会社相手に仕事をしたい方向けの税法科目

- | | | |
|------|------|-----|
| 法人税法 | 消費税法 | 事業税 |
|------|------|-----|

③ 資産税関連の仕事をしたい方向けの税法科目

- | | | |
|------|------|-------|
| 所得税法 | 相続税法 | 固定資産税 |
|------|------|-------|

3 理論(暗記)が得意か、計算が得意か?

税理士試験の試験科目は、基本的に理論と計算の双方が出題されますが、下記の図の通り、科目によって配点が異なったり、一方のみ出題される科目もあります。したがって、理論・計算のいずれが得意なのかによって、科目を選択するのもよいでしょう。

- | | | | |
|-------------|-------|-------|------|
| 計算 70/理論 30 | 酒税法 | | |
| 計算 50/理論 50 | 法人税法 | 所得税法 | 相続税法 |
| | 消費税法 | 固定資産税 | 住民税 |
| 計算 30/理論 70 | 事業税 | | |
| 計算 0/理論100 | 国税徴収法 | | |